

## 工事費内訳書の取扱いについて

松山市では、入札に際して提出を求めている工事費内訳書について、次のとおり取り扱っていますので、十分にご理解のうえ、入札に参加してください。

### 1 提出対象工事

予定価格が130万円を超える全工事

### 2 提出時期

入札公告若しくは指名入札通知書で指定する日時までに、入札書に添付して、電子入札システムにより提出すること。開札時に工事費内訳書の提出がないときは、失格とする。

なお、やむを得ない事由により紙入札による場合は、入札日当日、紙媒体により入札書と併せて提出すること。

### 3 工事費内訳書の様式、記載内容

入札執行に際して、以下の点を確認することとしているので、入札情報公開システムより工事費内訳書の様式をダウンロードのうえ、記入例に従い記載した工事費内訳書を提出すること。

なお、項目ごとの金額が記載されていないなど工事費内訳書の記載内容に不備があるときは、失格扱いとなるので十分に留意すること。

(1) 業者名、工事名の記載確認

(2) 項目ごとの金額の記載確認

(3) 入札金額が工事費内訳書の工事価格（税抜工事費計）と一致していることの確認及び項目ごとの金額の計の著しい相違等がないかの確認

### 4 その他

市が示した工事費内訳書の様式が複数のページで構成されていることもあるので、全てのページに入力漏れがないように十分に確認したうえで提出すること。

(※全てのページに入札日、商号又は名称、代表者の氏名を必ず入力すること。)